

# UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－ Manダイナミック・インカム・ファンド

## ケイマン籍オープン・エンド型契約型公募外国投資信託

米ドルクラス／米ドルクラス(毎月分配型)  
円クラス／円クラス(毎月分配型)  
円ヘッジクラス／円ヘッジクラス(毎月分配型)

## 投資信託説明書(交付目論見書)

2026年1月19日

※この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドの名称は、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－Manダイナミック・インカム・ファンド」であり、受益証券の各クラスを「米ドルクラス」、「米ドルクラス(毎月分配型)」、「円クラス」、「円クラス(毎月分配型)」、「円ヘッジクラス」および「円ヘッジクラス(毎月分配型)」と表記しています。
  - 米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は米ドル建て、円クラス、円クラス(毎月分配型)、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス(毎月分配型)は円建てです。以下、かかるクラスの表示通貨を「基準通貨」といいます。
- 
- この交付目論見書により行う「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ－Manダイナミック・インカム・ファンド」(以下「ファンド」といいます。)の米ドルクラス受益証券、米ドルクラス(毎月分配型)受益証券、円クラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券(以下、個別にまたは総称して「受益証券」といいます。)の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年1月16日に関東財務局長に提出しております。有価証券届出書の効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。当該届出の効力の発生の有無については、代行協会員のホームページにてご確認いただけます。
  - 請求目論見書は、投資者の請求により日本における販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)。
  - 受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、とりわけ米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は米ドルによって表示されるものであるため、円換算ベースでは為替変動による影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。
  - 投資信託は銀行預金ではなく、預金保険の対象外です。また、銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象外です。投資信託は値動きがあり、元本の保証はなく、値下がりのリスクがあります。
  - 受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
  - ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

管理会社 ファンドの資産の運用および管理業務を行う者

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド

受託会社 ファンドの受託業務を行う者

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド

EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

## <ファンドの関係法人>

ファンド運営上の役割	会社名等
管理会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻しを行います。
受託会社	エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド ファンドの受託業務を行います。
投資運用会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社 ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 ファンドの報酬等支払代行業務を行います。
管理事務代行会社／保管会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を行います。
日本における販売会社	SMBC日興証券株式会社、株式会社SMBC信託銀行 ファンドの受益証券の日本における販売業務・買戻し業務を行います。
代行協会員	UBS証券株式会社 ファンドの代行協会員業務を行います。

## <管理会社の概要>

### (i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島の会社法に基づいて、設立されました。

### (ii) 事業の目的

管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。管理会社は、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

### (iii) 資本金の額

管理会社の資本金の額は、2025年11月末日現在、735,000米ドル(約1億1,512万円)です。

(注)米ドルの円換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.63円)によります。

### (iv) 会社の沿革

2000年1月4日設立

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

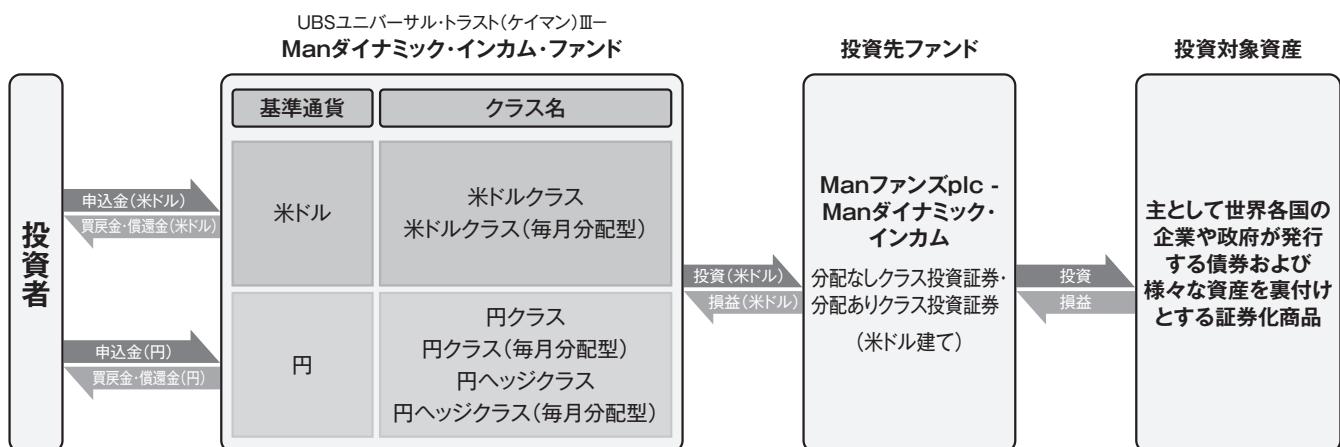
ファンドは、実質的に主として世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品に投資を行い、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを獲得し、また、元本成長を達成することを目指します。

## ファンドの特色

- 1 ファンドは、その資産の大部分をManファンズplcのポートフォリオであるManダイナミック・インカム(以下「投資先ファンド」といいます。)に投資することにより、実質的に主として世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品に投資します。
- 2 投資先ファンドの実質的な運用は、世界有数の資産運用会社であるManグループplcの傘下にあり、独自のボトムアップ・アプローチによる銘柄選択に強みを持つGLGパートナーズLPが行います。
- 3 「米ドルクラス」、「米ドルクラス(毎月分配型)」、「円クラス」、「円クラス(毎月分配型)」、「円ヘッジクラス」および「円ヘッジクラス(毎月分配型)」の6つのクラスからお選びいただけます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ



※「Manファンズplc - Manダイナミック・インカム」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品となります。

## 追加的記載事項

### 投資先ファンドの概要

Manファンズplc – Manダイナミック・インカム (分配なしクラス投資証券／分配ありクラス投資証券)	
ファンド形態	アイルランド籍外国投資法人
投資目的	投資先ファンドの投資目的は、主として世界各国の企業および政府が発行する債券に投資を行い、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを獲得し、また、元本成長を達成することを目指すことです。
投資方針	投資先ファンドは、その資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の投資方針に従い配分することにより、その目的の達成を図ります。 投資先ファンドは、投資証券の発行手取金の全部または一部を、(i)譲渡性証券、(ii)上場および店頭金融デリバティブ商品(以下「FDI」といいます。)、(iii)短期金融商品、(iv)他の集合投資スキーム、および(v)預金、現金または現金等価物に投資します。 投資先ファンドは、通常、ロング・バイアスを取りますが、投資先ファンドの投資運用会社は、ロングおよび「合成ショート」ポジションを提供するデリバティブへの投資能力を最大限に活用する場合があります。投資先ファンドは、投資対象となるあらゆる資産クラスにおいてロングまたは合成ショートポジションを取ることがあります。投資先ファンドは、主としてFDIに投資する場合があります。
投資アプローチ	投資先ファンドは、直接またはFDIを通じて間接的に、投資先ファンドの純資産総額の80%以上を、世界中の政府、政府機関、国際機関および企業発行体によって発行され、世界の公認市場に上場または取引されている米ドル建ての(またはその他の通貨建てで米ドルにヘッジされた)固定金利および変動金利の国債、社債などの債券または証券化商品に投資します。投資先ファンドは、シニア担保債から劣後債に至るまでのあらゆる資本構成に投資します。 投資先ファンドの投資運用会社は、主にボトムアップ投資アプローチ、すなわち投資先ファンド内の個々の発行体の予想リスクおよびリターンを評価することで、投資先ファンドの目標達成を図ります。考慮される主なリスクは、信用損失(債務不履行発生時)およびデュレーションです。デュレーションとは、利回りの変動に対する証券の価格の感応度を測る指標です。証券の利回りは、金利変動や当該証券の信用力評価の変化によって影響を受ける可能性があります。期待リターンを評価するため、投資先ファンドの投資運用会社は、利回りや同等の満期日を有する国債との利回りスプレッドなどの指標を分析します。投資哲学は、期待リターンがリスクを上回る(すなわち利回りスプレッドが投資先ファンドの投資運用会社が評価した適正価値を上回る)証券を購入し、償還まで保有するか、または、投資先ファンドの投資運用会社が評価した市場における適正価値を達成するより高い価格(市場が示すデフォルト・リスクと、投資先ファンドの投資運用会社が評価するリスクが一致した時点)で売却することにより、インカムおよび元本成長の双方から利益を得ることにあります。 投資先ファンドの投資運用会社は、投資対象企業の財務諸表および事業基盤を厳密に分析し、債務返済能力を評価します。財務諸表から得られる情報を検討し、発行体の支払能力に焦点を当て、フリー・キャッシュフローの創出能力、レバレッジ、固定費用・経費の支払い能力等、複数のファンダメンタル要因を用いて審査します。特に、経営陣が調整した収益や格付機関の信用格付けよりも、発行体が持続的にキャッシュを生み出す能力を重視します。上記のファンダメンタル要因は、過去のデータおよび将来予測の両面から評価され、将来の信用力の推移を導き出します。発行体の競争力、サプライ・チェーン、資金調達、顧客基盤、製造プロセス、研究開発、ガバナンスおよび経営スタイルについても、適切な考慮がなされます。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、証券そのものの条件(資本構成における優先順位や誓約(コベナンツ)等)も検討します。誓約(コベナンツ)条項とは、債権者の経済的利益を保護するために設計された、借り手に対する一定の制限事項です。 投資プロセスではボトムアップ分析が最優先される一方、投資先ファンドの投資運用会社はマクロ要因が個別銘柄に及ぼす影響も検討します。これには、経済、技術、人口動態および規制動向ならびに収益・コスト・キャッシュ創出への予想される影響が含まれます。マクロ要因とバリュエーションを組み合わせることで、地域・セクター別重点配分を柔軟に決定し、魅力的な投資機会が生じた際にはその都度調整していきます。最も魅力的な証券への投資柔軟性を維持するため、特定の地域またはセクターに偏らない運用方針をとる予定です。 投資先ファンドは、純資産総額の40%を上限として、新興市場に投資することができます。 投資先ファンドが非投資適格の証券に投資することについて制限はありません。
管理会社	Manアセット・マネジメント(アイルランド) リミテッド(以下「投資先ファンド管理会社」といいます。)
投資運用会社	GLGパートナーズLP(以下「投資先ファンド投資運用会社」といいます。)

## 運用体制

### 投資運用会社について

- ・三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、256名の運用プロフェッショナルが機関投資家と個人投資家に対し質の高いアクティブ運用商品を提供します。2025年9月末時点の運用資産残高は、投資顧問残高が10.5兆円、投資信託残高が15.4兆円です。

### 投資先ファンド投資運用会社について

- ・投資先ファンドの投資運用会社であるGLGパートナーズLPは、マン・グループの定性判断運用戦略を開発・展開するディスクレショナリー部門に属する資産運用会社です\*。  
\*マン・グループではディスクレショナリー部門のほか、定量運用戦略を開発・展開するシステムティック部門と社内外のマネジャーを活用するソリューションズ部門で構成されています。
- ・マン・グループは1783年創業の会社を起源とします。複数の運用マネジャーを統合し、現在ではロングオンリー戦略とヘッジファンド戦略及びプライベートマーケットにおける先進的かつ革新的な投資機会を幅広く発掘しています。1994年にロンドン証券取引所に上場、英国ロンドンに本社を置き、世界の主要都市に拠点を構えています。主な顧客基盤は、年金基金、保険会社、財団等の世界の機関投資家です。

## 主な投資制限

- ・日本証券業協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、日本証券業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行います。
- ・借入れは、原則として、借入金の残高の総額がファンドの純資産総額の10%を超えない場合に限り、行うことができます。  
※上記以外の制限および各制限の詳細については投資信託説明書(請求目論見書)をご参照ください。

## 分配方針

### 米ドルクラス／円クラス／円ヘッジクラス

原則として分配は行わない予定です。

### 米ドルクラス(毎月分配型)／円クラス(毎月分配型)／円ヘッジクラス(毎月分配型)

毎月の分配宣言日に、原則として、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲイン等から、管理会社が受益証券1口当たり純資産価格の水準等を勘査して分配金額を決定し、2026年4月以降の分配金支払日に支払います。ただし、管理会社の判断により分配を行わないことがあります。また、投資元本の一部から収益の分配を行う場合があります。

将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※「分配宣言日」とは、2026年4月以降の、前月末ファンド営業日(同日を除きます。)から7ファンド営業日目または管理会社が決定するその他の日をいいいます。

※「分配金支払日」とは、前月末ファンド営業日(同日を除きます。)から10ファンド営業日目または管理会社が決定するその他の日をいいいます。

※「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、東京、ダブリンおよびロンドンの銀行の営業日(土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。)ならびに／またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が隨時決定するその他の日およびその他の場所におけるこれらの日をいいいます。

※日本においては、上記分配金支払日後に日本国内の販売会社からお支払いを行います。詳細につきましては、各販売会社までお問い合わせください。

## 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

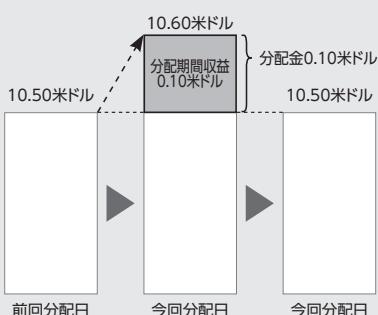
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間<sup>(注)</sup>中に発生した収益(投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配日(分配宣言後)の1口当たり純資産価格は前回分配日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(注)分配期間とは、分配宣言日の翌日から次の分配宣言日までの期間を指します。

#### 分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合

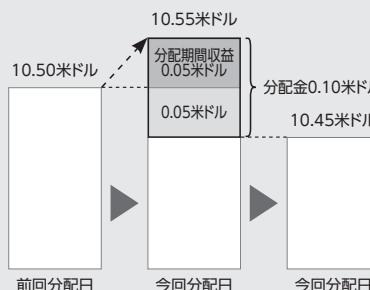


※上図の分配期間収益は以下の2項目で構成されています。



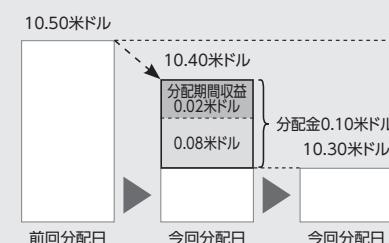
#### 分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前回分配日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



(注)分配期間に生じた収益以外から0.05米ドルを取り崩し

<前回分配日から1口当たり純資産価格が下落した場合>



(注)分配期間に生じた収益以外から0.08米ドルを取り崩し

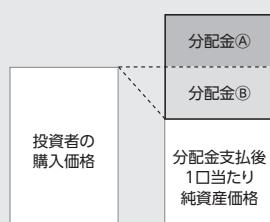
\*上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意ください。

\*上記は便宜的に米ドルでのみ表示していますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨(米ドル、日本円)により表示されます。

分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資者の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、ファンドの1口当たり純資産価格が減価することに十分ご留意ください。

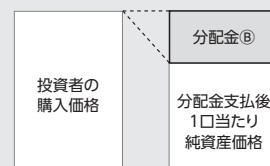
投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下の通り、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 購入価格を上回る部分(分配金①)に加え、下回る部分(分配金②)も分配金として課税対象となります。

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 購入価格を下回る部分(分配金②)も分配金として課税対象となります。

(注)分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「税金」をご覧ください。

# 投資リスク

## 1口当たり純資産価格の変動要因

- 投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ファンドは、その資産の大部分を投資先ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資先ファンドにおけるリスクも伴います。
- 1口当たり純資産価格の変動要因(ファンドおよび投資先ファンドに関するリスク要因)は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

### <ファンド・投資先ファンドに関する主なリスク要因>

#### 投資目的および取引リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。

#### 価格変動リスク

ファンドの組入資産の価格が下落した場合、受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

円クラスおよび円クラス(毎月分配型)は、円建てである一方、その発行手取金は米ドル建ての投資先ファンドに投資されるので、日本円と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。

#### 投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社への依拠

投資先ファンドの成功または失敗は、概ね、投資先ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社の判断および能力に大きく依拠しています。投資先ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依拠することになります。

#### 投資対象の集中

ファンドは、受益証券の申込みによる購入代金の大部分を、主として投資先ファンドに投資します。このため、投資先ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

#### 報酬の重層構造:投資先ファンドへの投資に関する報酬

投資者は、ファンドによる投資先ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用の重複が生じ得ることに留意するべきです。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

#### 市場リスクおよび金利リスク

金利の変動は、投資先ファンドが投資から得られる収益ならびにその投資の市場価値およびそれに対応する利益または損失の水準に重大な影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドによる投資は、通常の市場変動および国際証券市場への投資に内在するリスクの影響を受けるものであり、価値の上昇が生じることについては何ら保証されません。

#### 信用リスクおよび取引相手方(カウンターパーティー)リスク

債券は、発行体が債務条件に従って利息を支払い、元本を返済する能力(すなわち信用リスク)に左右されます。景気後退は、これらの証券の市場を深刻に混乱させ、そのような証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンドは、その取引相手方に対して重大な信用リスクおよび業務リスクのエクスポージャーを有します。取引相手方がデフォルトした場合、通常の状況下では、投資先ファンドは取引契約に関連する契約上の救済策を有していることがあります。このような契約上の権利行使することは、遅延や費用を伴う場合があり、その結果、投資先ファンドが当該取引を行わなかった場合と比較して、投資先ファンドの純資産価値が減少することがあります。

## 流動性リスク

市場動向に応じて、投資先ファンドが行った投資の流動性が低下するリスクがあります。極端な市場状況下では、投資の購入を希望する買い手が存在しない可能性があり、その投資を希望する時点または価格で容易に売却できない場合があります。

## 通貨リスク

投資先ファンドは、基準通貨以外の通貨で表示された資産を保有する場合があり、そのため、為替リスクおよび外国為替相場の変動にさらされることになり、これが運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

## 新興市場および政府関連リスク

新興国への投資には、大きなリスクが伴う場合があります。新興国の経済および市場は、先進国のそれらと比べて、経済変化に対してより不安定な反応を示す可能性があります。また、政治的および経済的不安定性は、資産の収用、没収的課税、または国有化などを含む追加的な政府規制の導入をもたらす可能性があります。

## デリバティブおよびレバレッジ・リスク

投資先ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために先物、オプションおよびスワップ等のデリバティブ戦略を使用することがあります。これらの戦略の使用には、カウンターパーティー・リスク、相関の不完全さ、および特定の時点で特定の金融商品に対する流動的な市場の欠如といった、一定の特有のリスクが伴い、場合によっては多額の損失を被る可能性があります。レバレッジは、総収益を増加させる機会を提供する一方で、損失を増大させる可能性のある効果をも有します。

## 法的リスク、規制リスクおよび課税リスク

投資先ファンドの存続期間中、法律上、規制上および税務上の変更が生じる可能性が高く、これらの変更の一部は投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。また、規制当局による監督の強化は、追加的な事務的負担を課す可能性もあります。

## 証券化商品に関するリスク

MBSやABSなどの証券化商品の価値は原資産の借主の返済能力に依存するため、価格変動リスクや信用リスクが顕著であり、大幅な損失を被る可能性があります。また、MBSおよびその他の不動産担保証券への投資は、不動産市場変動に伴う追加的なリスクが存在します。不動産価値の変動、テナント等の財務健全性、資金調達の可否、規制変更などが、MBSのパフォーマンスと価値に影響を及ぼす可能性があります。

## 非投資適格証券に関するリスク

投資先ファンドは、その純資産総額の相当部分を、格付機関が投資適格ではないと評価した証券(ハイ・イールド債券等)に投資します。これらはリスクが高い投資であり、投資先ファンドおよびファンドの収益や元本が損失を被る可能性があります。これらの証券は、債務不履行(デフォルト)になるリスクが相対的に高いとされています。さらに、ハイ・イールド債券などは価格変動が大きく、投資適格証券に比べて流動性が低い傾向があります。

## 偶発転換社債(CoCo債)に関するリスク

投資先ファンドは、その純資産総額の10%を上限として、偶発転換社債(CoCo債)(一定の条件が発生すると株式に強制転換されたり、元本や利息が減額・消滅する可能性のある債券)に投資することができます。これらの社債の値動きは、金利動向、信用リスク、株式市場の動きに加え、こうした要因同士の相関性の影響を受けます。そのため、これらの社債への投資は、投資先ファンドおよびファンドへの投資に対して、追加的で大きなリスクをもたらします。

---

---

## その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

## リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

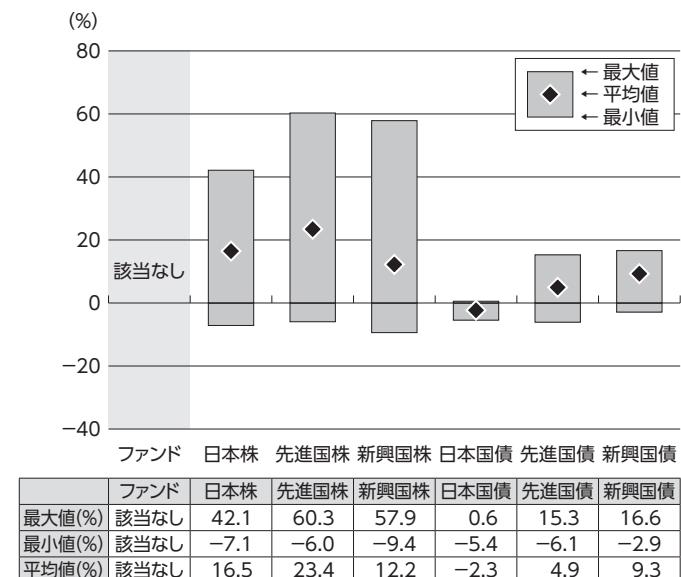
投資先ファンドの投資運用会社では、リスク委員会において、投資先ファンドの投資制限、投資ガイドライン等の策定が行われ、それらの遵守状況が確認されます。また、専任のリスク管理チームが、投資先ファンドの運用が投資制限、投資ガイドライン等を遵守していることを確認します。

## 参考情報

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

ファンドは2026年2月17日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2026年1月16日)現在、該当事項はありません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

#### (ご注意)

- すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指標  
日本株・・・TOPIX(配当込み)  
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)  
新興国株・・・S&P新興国総合指数  
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数  
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)  
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)  
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指標値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。  
FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指標は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指標の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

---

## 運用実績

---

ファンドは2026年2月17日から運用を開始するため、該当事項はありません。  
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入の申込期間	(当初申込期間) 2026年2月2日(月曜日)から2026年2月13日(金曜日)まで (継続申込期間) 2026年2月17日(火曜日)から2027年10月29日(金曜日)まで ※1 継続申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 ※2 ファンドが関係する国の法令に従い、関係会社が出生地や有効期限内の身元確認書類を含む投資者の個人情報を徴求する場合があり、提出のない場合は、当該投資者にかかる購入・換金(買戻し)注文や償還金の支払いは停止されることがあります。
購入単位	日本における販売会社によって異なります。詳しくは、日本における販売会社にご照会ください。 ※購入(申込み)単位が金額の場合、口座ごとに購入金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出します(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの購入金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出します。
ファンド営業日	ニューヨーク、東京、ダブリンおよびロンドンの銀行の営業日(土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。)ならびに／またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が隨時決定するその他の日およびその他の場所におけるこれらの日をいいます。
購入価額	(当初申込期間) 米ドルクラス／米ドルクラス(毎月分配型) : 受益証券1口当たり10.00米ドル 円クラス／円クラス(毎月分配型) : 受益証券1口当たり1,000円 円ヘッジクラス／円ヘッジクラス(毎月分配型) : 受益証券1口当たり1,000円 (継続申込期間) 各取引日*に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格 ※「取引日」とは、(i)2026年2月17日以降の各ファンド営業日、および／または、(ii)ファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が隨時決定するその他の日をいいます。
購入代金	(当初申込期間) 投資者は、2026年2月13日(金曜日)までに適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとします。なお、日本における販売会社では、申込みの日に上記の申込金額等の引き落としを行なう場合があります。 (継続申込期間) 投資者は、適用あるクラス基準通貨にて、国内約定日* <sup>1</sup> から起算して4国内営業日* <sup>2</sup> 目までに申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払うものとします。なお、日本における販売会社では、申込みの日に上記の申込金額等の引き落としを行なう場合があります。 ※1 「国内約定日」とは、購入または換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、お申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日)をいいます。 ※2 「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)、および／またはファンドについて管理会社が隨時決定するその他の日をいいます。
購入の申込締切時間	各取引日の午後3時(日本時間)までとします。
換金(買戻し)単位	日本における販売会社によって異なります。詳しくは、日本における販売会社にご照会ください。
換金(買戻し)価額	各買戻日*に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格 ※「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない該当するクラスの受益証券の各取引日および／またはファンドもしくは該当するクラスの受益証券について管理会社が隨時決定するその他の日をいいます。 ※「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、ファンドおよびファンドの投資対象資産について価格を算定するための流動性もしくは実効性に悪影響を与えると判断されるその他の事由が生じた場合に発生したとみなされます。
換金(買戻し)代金	日本の投資者に対する換金(買戻し)代金の支払いに要する期間は、日本における販売会社によって異なります。詳しくは、日本における販売会社にご照会ください。 換金(買戻し)代金は、適用あるクラス基準通貨にて支払うものとします。
換金(買戻し)の申込締切時間	各買戻日の午後3時(日本時間)までとします。 ※設定日の換金(買戻し)の申込みは受け付けません。

換金(買戻し)制限	管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となる、投資運用会社によるファンドの(またはある受益証券クラスに帰属する)投資対象の換金が実行可能でないと判断した場合(投資先ファンドが買戻請求の停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限られません。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否または延期することができます。
購入・換金(買戻し) 申込受付の中止 および取消し	<p>受託会社は、ファンド障害事由が発生した場合、または、以下の事由が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(および受益証券1口当たり純資産価格の計算)ならびに／もしくは受益証券の発行(申込み)および買戻しを停止し、ならびに／または受益証券の買戻請求をした者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。</p> <p>① 管理会社および／または投資運用会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、(i) ファンドの一部もしくはすべての投資資産の処分、または(ii) 当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、もしくは当該処分の実行が受益者の最善の利益とはならない場合</p> <p>② 投資先ファンドが、投資先ファンドの投資証券の発行もしくは買戻しの停止を宣言したか、または投資先ファンドの純資産総額の計算の停止を宣言した場合</p> <p>③ 管理会社と協議を行った上で、受託会社の意見において、公正かつ合理的方法により純資産総額を計算することができない場合</p> <p>④ 受託会社、管理会社および／または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して、相当地方に妨げられまたは閉鎖される場合</p> <p>⑤ 受託会社、管理会社および／または投資運用会社にファンドの投資資産の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させる事由が発生した場合</p>
設定日	2026年2月17日
信託期間	2026年2月17日～2036年4月30日 (受託会社および管理会社が合意することにより、ファンドの信託期間が延長される場合があります。また、ファンドは、繰上償還される可能性があります。)
繰上償還 (ファンドの終了)	<p>以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合</li> <li>2. ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合</li> <li>3. 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合</li> <li>4. 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合</li> <li>5. 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合</li> </ol> <p>ファンドは、最後まで残存する受益証券に関する最終買戻日まで存続します。最終買戻日とは、(i) 2036年4月30日または受託会社および管理会社の間で相互に合意されたそれ以降の日(当該日がファンド営業日でない場合、直前のファンド営業日)、または、(ii) 最後まで残存する受益証券に関する強制買戻事由発生後における実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。以下の強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は、強制的に買戻されます。</p> <p>(i) いずれかの評価日*のすべてのクラスの受益証券に帰する純資産総額の合計額が5,000万米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社がすべての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行ふべきと決定した場合</p> <p>(ii) 管理会社が、受託会社と協議の上、すべての受益証券を強制的に買戻すべきと決定した場合</p> <p>*「評価日」とは、各ファンド営業日および／またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が隨時決定するその他の日をいいます。</p>
決算日	毎年4月30日(初回は2027年4月30日)
収益分配	<p>&lt;米ドルクラス、円クラスおよび円ヘッジクラス&gt; 原則として分配は行わない予定です。</p> <p>&lt;米ドルクラス(毎月分配型)、円クラス(毎月分配型)および円ヘッジクラス(毎月分配型)&gt; 毎月の分配宣言日に分配方針に従い分配を決定します。</p> <p>※管理会社の判断により分配が行われない場合もあります。</p>
信託金の限度額	ファンドについて、信託金の限度額は上限50億米ドル相当額です。なお、申込可能な受益証券の価額の最大総額は、米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)については50億米ドル、円クラス、円クラス(毎月分配型)、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス(毎月分配型)については7,500億円です。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの計算期間終了後、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

課税関係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。 ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
スイッチング	販売会社によっては、各クラス受益証券間でスイッチングが可能ですが(販売会社によってはスイッチングを取り扱っておりません。)。日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを受益者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。
その他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。 <u>外貨建投資信託の場合の適用為替レートについて</u> 外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします。 <u>ご購入制限</u> 管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等、ケイマン諸島の居住者等ならびに欧州経済域(European Economic Area, EEA)の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を有する者等による受益証券の取得を制限することができます。ご購入制限の対象に該当するお客様がファンドの保有者となっている場合、当該お客様に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。

※これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

## ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	購入時手数料は購入金額の3.30%(税込)を上限とします。購入時手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせください。 (注1)管理会社と日本における販売会社が隨時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。 (注2)手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。			
換金(買戻し)手数料	ありません。			
スイッチング手数料	ありません。 ※販売会社によってはスイッチングを取り扱っておりません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
管理報酬等	ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。 純資産総額の年率1.240%(ただし、管理事務代行会社の最低報酬額として年間45,000米ドルがかかります。)			
内訳	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料 (年率は純資産総額に対する割合)
	報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務	年率0.285% <sup>※1</sup> (四半期毎に後払い)
	管理報酬	管理会社	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル(四半期毎に後払い)
	受託報酬	受託会社	ファンドの受託業務	年間12,000米ドル(毎年前払い)
	投資運用報酬	投資運用会社	ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.25%(四半期毎に後払い)
	保管報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.025%(毎月後払い)
	管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07% <sup>※2</sup> (四半期毎に後払い)
	代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%(四半期毎に後払い)
	販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理	日本における販売会社名義の受益証券について年率0.60%(四半期毎に後払い)
※1 管理報酬および受託報酬は年率0.285%の報酬代行会社報酬から支弁されます。 ※2 管理事務代行報酬は最低月額3,750米ドル(年間45,000米ドル)です。				
その他の費用・手数料	①設立費用 ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、最初の5会計年度をかけて償却されます。 ②その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目論見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関する課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。			
投資先ファンドの報酬および費用				
運用報酬	投資対象とする投資証券に関して、ファンドが保有する投資先ファンドの純資産総額の年率0.50%			
成功報酬	成功報酬算出のためのベンチマーク超過分に対して15% ※ベンチマークには、SOFR(米国担保付翌日物調達金利)をもとに日次複利計算したものを適用します。			
その他の費用	事務代行報酬および保管受託報酬等が実質的に控除されます(事務代行報酬および保管受託報酬は、投資先ファンドに対して、上限年率0.34%)。当該費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率を示すことができません。			

※手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

## 税金

### <個人投資者の税制>

- ・日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。
- ・受益証券の換金(買戻し)または償還に基づく差益は、個人受益者について、換金(買戻し)時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315%(所得税15.315%、住民税5%)が課せられます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。
- ・譲渡所得とは、換金(買戻し)または償還時の価値から取得費用を控除した差に等しい益をいいます。
- ・税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。
- ・譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算します。

### <法人投資者の税制>

- ・日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)。

上記は、2025年12月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 2153~2158>

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

## この書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客様がお取引される際には、本書面をよくご確認いただき、内容を十分にご理解くださいますようお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	UBS ユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ - Man ダイナミック・インカム・ファンド 米ドルクラス／円クラス／円ヘッジクラス 米ドルクラス(毎月分配型)／円クラス(毎月分配型)／円ヘッジクラス(毎月分配型)										
手数料など 諸費用について	<p>■お申込時に直接ご負担いただく費用 ・申込手数料: 申込金額の3.30%(税抜3.00%)を上限に、申込口数に応じて、以下のとおり、遜減料率を採用しております。</p> <table border="1"><thead><tr><th>申込口数</th><th>申込手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>5万口未満</td><td>3.30%(税抜3.00%)</td></tr><tr><td>5万口以上10万口未満</td><td>2.20%(税抜2.00%)</td></tr><tr><td>10万口以上50万口未満</td><td>1.65%(税抜1.50%)</td></tr><tr><td>50万口以上</td><td>0.55%(税抜0.50%)</td></tr></tbody></table> <p>申込手数料は、申込金額(申込口数×1口当たり純資産価格)に申込手数料率を乗じて、次のように計算されます。 申込手数料(税込)=申込口数×1口当たり純資産価格×申込手数料率(税込) 例えば、1口当たり純資産価格10米ドルで10,000口お申込みをいただく場合は、申込手数料(税込)=10,000口×10米ドル×3.30%=3,300米ドルとなり、合計103,300米ドルをお支払いいただくことになります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。</p> <p>■ご換金時に直接ご負担いただく費用 ・換金(買戻し)手数料:ありません。 ※交付目論見書もあわせてご覧ください。</p>	申込口数	申込手数料率	5万口未満	3.30%(税抜3.00%)	5万口以上10万口未満	2.20%(税抜2.00%)	10万口以上50万口未満	1.65%(税抜1.50%)	50万口以上	0.55%(税抜0.50%)
申込口数	申込手数料率										
5万口未満	3.30%(税抜3.00%)										
5万口以上10万口未満	2.20%(税抜2.00%)										
10万口以上50万口未満	1.65%(税抜1.50%)										
50万口以上	0.55%(税抜0.50%)										
申込単位	米ドルクラス／米ドルクラス(毎月分配型): 300口以上1口単位(新規・追加申込時とも) 円クラス／円クラス(毎月分配型)／円ヘッジクラス／円ヘッジクラス(毎月分配型): 500口以上1口単位(新規・追加申込時とも) ※別に定める場合はこの限りではありません。										
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位 ※別に定める場合はこの限りではありません。										
スイッチング	スイッチングの受付は行っておりません。										
申込/換金(買戻し) 代金のお支払い	お申込、ご換金とも、国内約定日(通常、お申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日)から起算して、日本における4国内営業日目となります。										
分配金の日本に おけるお支払日	通常、分配金支払日の2国内営業日後となります。 ※運用状況等によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。										

※ この書面は、交付目論見書の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。

※ この書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

1/2 この書面は2頁からなります

(2026.01)

# 目論見書補完書面(投資信託)

<コード 2153~2158>

ファンドに係る金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・お取引にあたっては、保護預り口座・振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。</li><li>・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。</li><li>・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。</li><li>・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。</li><li>・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。</li></ul>
会社の概要 (2025年10月30日現在)	商号等 SMBC日興証券株式会社 登録番号 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 本店所在地 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 資本金 1,350 億円 主な事業 金融商品取引業 設立年月 2009 年 6 月 連絡先 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250 (平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250 (平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

## 当社とお客さまとの利益が相反するおそれ

- 当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。
- ・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬等を受領いたします。
  - ・当社は当ファンドの投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社と資本関係があります。
  - 当社が当ファンドを販売した場合、当社と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
  - ・2025年10月30日時点において、当社の役職員は、同社の役職員を兼職等するなど、当社は同社と人的関係があります。
  - 当社が当ファンドを販売した場合、当社と人的関係がある同社の収益となります。

## [その他ご留意事項]

- ・当ファンドは、お申込みされる方の国籍、居住地等により取得の制限が設けられています。取得制限の対象に該当する場合、お申込みを行うことができません。取得制限の対象に該当するお客さまがファンドの保有者となっている場合、当該お客さまに対して将来的に強制買戻しが行われる可能性がございます。詳しくは目論見書でご確認ください。
- ・外貨建て投資信託の場合、分配金・償還金は、変更のお申し出のない限り、あらかじめご指定いただいた円貨または外貨でのお受取となります。なお、あらかじめ、外貨でのお受取をご指定されない場合は円貨でのお受取となります。

ご変更をご希望される場合には、事前にその旨をご連絡ください。

※但し、別途、契約等で取り決められている場合は、上記の限りではありません。

お申込みは



- ※ この書面は、交付目論見書の一部を構成するものではなく、この書面の情報は、交付目論見書の記載情報ではありません。
- ※ この書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

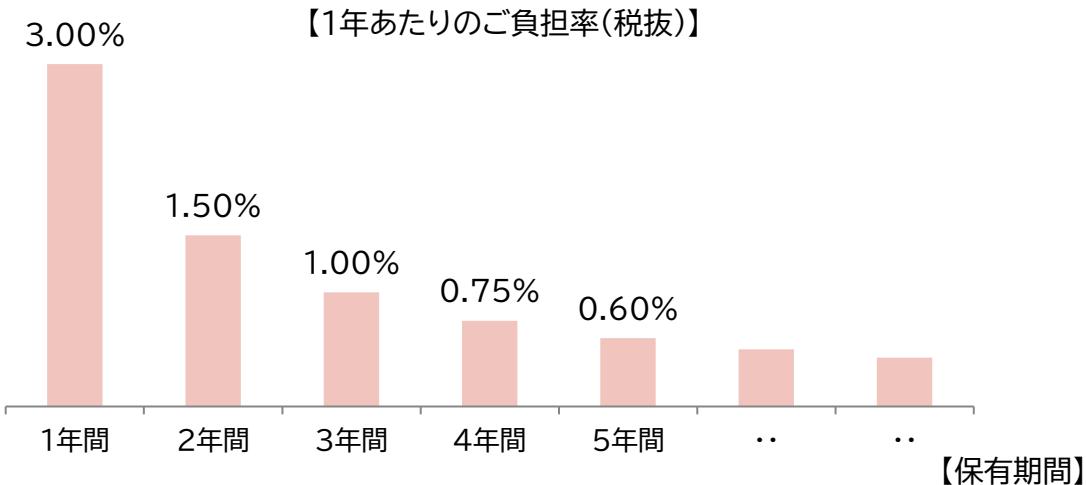
2/2 この書面は 2 頁からなります

# お申込手数料に関するご説明

\*当書面の情報の作成主体はSMBC日興証券株式会社であり、作成責任はSMBC日興証券株式会社にあります。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくのですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただかずに、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

## 【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合もあります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご留意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。

この頁は、余白の頁です。